

## 青森市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について

### 1 青森市遺児入学祝金等支給条例の概要

遺児が入学や卒業の際、その祝金を支給することにより、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、県の「遺児等援護対策費補助事業」を活用して、昭和48年度に「遺児育成奨励事業」を創設したことに伴い、制定したものである。

#### ○支給対象

父又は母が死亡した者

父又は母が引き続き1年以上行方不明となっている者 など

#### ○支給額

小・中学校入学祝金：1人 7,000円

中学校卒業祝金：1人 10,000円

### 2 廃止する条例の制定理由

国や県における「子どもの貧困対策の推進」や「ひとり親家庭等の支援施策の充実」等の動向を踏まえ、本市としても、すべての子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、相談体制や就業支援、生活支援など「ひとり親家庭などへの支援の充実」を図ることに加え、新たに単に学習支援のみならず、子どもの居場所づくりにつながるような支援を実施するなど「子どもの貧困対策」に取り組むことから、「遺児育成奨励事業」については、平成27年度をもって終了することとし、当該事業の終了に伴い、本条例を廃止しようとするものである。

### 3 制定内容

「青森市遺児入学祝金等支給条例」を廃止する。

### 4 施行期日

平成28年4月1日

## ○青森市遺児入学祝金等支給条例

平成十七年四月一日

条例第二百十号

## (目的)

第一条 この条例は、遺児の保護者に対し、入学祝金及び卒業祝金(以下「入学祝金等」という。)を支給することにより、遺児の健全な育成を助長するとともに遺児の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「遺児」とは、義務教育終了前の児童で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 父又は母が死亡した者
- 二 父又は母の生死が引き続き三月以上明らかでない者
- 三 父又は母が引き続き一年以上行方不明となっている者
- 四 父又は母に引き続き一年以上遺棄されている者
- 五 父又は母が法令により引き続き一年以上拘禁されている者
- 六 父の心身障害の程度が児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項第一号ハに該当し、又は母の心身障害の程度が同項第二号ハに該当する状態にあり、かつ、当該父又は母が労働能力を失っていると認められる者
- 七 その他前各号に準ずる状態にあると認められる者

2 この条例において「保護者」とは、本市に住所を有し、遺児を監護する者で、現に遺児と同居し、かつ、生計を維持しているものをいう。

(平成二五条例二一・一部改正)

## (支給要件)

第三条 遺児が、小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)又は中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)に入学したとき、及び中学校を卒業したときは、その保護者に対し、入学祝金等を一時金として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入学祝金等を支給しないことができる。

- 一 保護者が、遺児の監護を怠っていると認められるとき。
- 二 保護者が父又は母である場合において、当該父又は母に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻状態にある相手がいるとき。
- 三 保護者が、市税を滞納しているとき(次に掲げる要件に該当するときは除く。)
  - イ 前々年度までに納期限が到来している市税に未納の額がないこと。
  - ロ 前年度以降に納期限が到来している市税について、市に対し分割納付の誓約をし、分割納付計画に定められた納期限までに分割納付していること。

ハ ロの場合において、分割納付の履行を怠ったことがないこと。

(平成二五条例二一・全改)

(申請及び決定等)

第四条 入学祝金等の支給を受けようとする保護者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、前条に規定する支給要件に該当すると認めるときは、入学祝金等の支給を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(平成二五条例二一・全改)

(支給額及び支給期月)

第五条 入学祝金等の支給額及び支給期月は、次のとおりとする。

区分	支給額	支給期月
入学祝金	遺児一人につき七、〇〇〇円	小学校又は中学校に入学する年の四月
卒業祝金	遺児一人につき一〇、〇〇〇円	中学校を卒業する年の三月

(平成二五条例二一・全改)

(不正利得の返還)

第六条 偽りその他不正の行為により入学祝金等の支給を受けた者があるとき、又は入学祝金等の支給を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したことが明らかになったときは、市長は、既に支給した入学祝金等の額に相当する額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(平成二五条例二一・旧第九条繰上・一部改正)

(委任)

第七条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(平成二五条例二一・旧第十二条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の青森市遺児入学祝金等支給条例(昭和四十八年青森市条例第九号)又は浪岡町遺児入学祝金等支給規則(昭和四十八年浪岡町規則第十号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成一九年六月条例第二九号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年三月条例第一一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の青森市遺児入学祝金等支給条例附則第四項の規定により支給事由が生じた弔慰金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年三月条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の青森市遺児入学祝金等支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定を行う平成二十五年度分の入学祝金から適用する。
- 3 この条例による改正前の青森市遺児入学祝金等支給条例第四条第一項の規定によりなされた平成二十五年度分の入学祝金に係る申請については、改正後の条例第四条第一項の規定によりなされた申請とみなす。